

# 2020年度京都新聞福祉活動支援 「福祉号」募集要項

①

公益財団法人 京都新聞社会福祉事業団

京都新聞社会福祉事業団は、設立55周年を記念した「福祉号」贈呈事業を本年度も実施します。京都府・滋賀県の地域福祉向上のため、地道に活動続ける福祉施設・団体やボランティアグループなどに車いす積載可能な福祉車両などを贈り、活動を応援、促進します。「福祉号」贈呈は2019年度から2021年度まで3年計画で実施します。

## 対象

京都府・滋賀県内に所在、もしくは同地域を主な活動の場とし、年間を通じて社会福祉活動を組織的、計画的、継続的に実施し、車両を維持、運用できる団体。

## 贈呈台数

4車種8台(予定)

## 贈呈車種

車いす積載可能なワゴン型普通車2台、ワゴン型普通車1台、普通車2台、車いす積載可能な軽自動車3台。いずれも当事業団が指定する車種(予定)

## 提出書類

申請書(2枚)と2019年度の決算報告書(損益計算書もしくは収支計算書、貸借対照表、財産目録)、団体定款もしくは規約、役員名簿、団体の概要や活動内容が分かる資料。

※決算報告書については、1法人で複数の施設・事業所を運営する場合は、法人全体の決算報告書と申請する施設・事業所の収支計算書も提出して下さい。

## 申請について

- ☆ 車両保有の緊急性が高く、保有によって利用者や団体の活動の向上が期待できること。
- ☆ 申請は1団体、1台(同一法人で複数の施設・事業所からの申請はできません)。
- ☆ 他団体への譲渡、転売は認められません。
- ☆ 営利目的や政治、宗教に関わる活動には使用できません。

## 車両の所有権について

「福祉号」の所有名義は、原則、贈呈先の団体名とします。

## 車両の管理・運行について

「福祉号」の管理・運行は贈呈先の団体の責任において行い、贈呈車両の運行管理記録を作成し、保管してください。報告書の提出を求めたり、活動現場の視察を行うこともあります。

## 費用の負担について

車両本体費用(消費税、一部メーカーオプションを含む)、納車費用は当事業団が負担します。以下の費用は、贈呈先の負担になります。

- ①納車登録時の登録費用
- ②自動車税
- ③自動車重量税
- ④自賠責保険料
- ⑤リサイクル料
- ⑥任意保険料(車両保険を含む)
- ⑦車両への団体の名称ステッカー
- ⑧改良費用代(バックカメラ、ドライブレコーダー等) ーなど。 ※⑥の任意保険料(車両保険を含む)には必ず加入し、毎年更新してください。

## 届け出および返還

廃車する場合は、事前に当事業団に届け出て承認を受けてください。また、使用目的の変更、運用団体名および所有名義を変更する場合も、事前に当事業団に届け出を行い、承認を得るものとします。

無断で使用目的や運用団体、所有名義が変更された場合は、贈呈車両の返還を求めることがあります。営利目的や政治、宗教に関わる活動に使用された場合も、車両の返還を求められます。

## 事故の責務

交通事故や車両による事故が発生した場合は、「福祉号」の所有者がその責務を負うものとし、いかなる場合でも京都新聞社会福祉事業団は、その責務を負いません。

## 選考

当事業団の選考委員会規程に基づく選考委員会を設置し、委員会審議を経て2020年11月ごろに決定します。

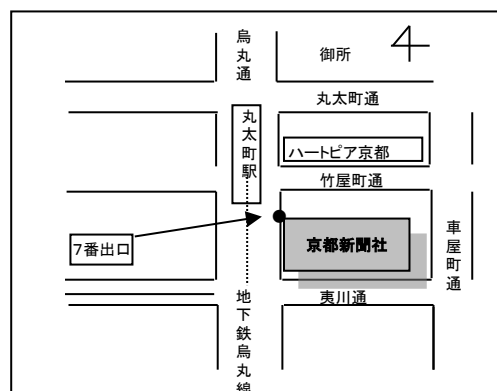
## 受付期間

2020年8月7日(金)～9月11日(金)  
所定の申請書に必要事項を記入のうえ、提出してください。

## 申請受付

〒604-8577 京都市中京区烏丸通夷川上ル 京都新聞社内  
公益財団法人 京都新聞社会福祉事業団  
「福祉号」贈呈係  
TEL 075-241-6186 FAX 075-222-2515  
E-MAIL:kyoto-np-sww@mud.biglobe.ne.jp

申請書を持参の方は、土、日祝日を除く平日の午前10時から午後5時までに京都新聞社内、当事業団へ



## 贈呈

2020年12月中旬に京都新聞社で贈呈式を開く予定です。車いす積載車は納車に時間がかかり、2021年2月中旬になる予定です。  
当事業団と贈呈団体とで、車両贈与契約書を交わします。

記入いただいた「個人情報」は本来の目的のみに使用し、法令と当事業団「個人情報管理規程」にもとづき管理いたします。